

第3回むつ市総合開発審議会
会 議 録

(平成24年10月12日)

むつ市総務政策部企画調整課

1. 日 時 平成24年10月12日(金) 開 会 午後1時30分
閉 会 午後3時30分

2. 場 所 むつ市役所大会議室1

3. 出席委員 (委員18名)

石 田 勝 弘 委員	佐々木 隆 徳 委員
宮 浦 雅 子 委員	立 花 順 一 委員
徳 直 義 委員	工 藤 清四郎 委員
住 吉 明 夫 委員	高 谷 邦 委員
成 田 幸 雄 委員	白 川 光 治 委員
星 和 夫 委員	大 瀧 孝 宏 委員
千 船 五 郎 委員	小 川 千 恵 委員
田 中 常 浩 委員	坪 二 三 子 委員
佐々木 重 人 委員	西 田 キ イ 委員

4. 欠席委員 (委員10名)

大 瀧 次 男 委員	折 館 博 委員
櫛 引 由 昭 委員	關 實 委員
藤 島 文 孝 委員	笠 井 俊 二 委員
濱 崎 正 明 委員	三 上 史 雄 委員
平 塚 邦 夫 委員	向 井 宏 治 委員

5. 事務局職員 (8名)

伊 藤 道 郎 総務政策部長	高 橋 聖 企画調整課長
吉 田 和 久 企画調整課総括主幹	斉 藤 洋 一 企画調整課主任主査
岩 瀬 圭 吾 企画調整課主任主査	新 谷 智 文 企画調整課主査
大 場 達 也 企画調整課主事	京 谷 香 織 企画調整課臨時職員

6. 長期総合計画策定小委員会 (8名)

花 山 俊 春 総務政策部政策推進監	(第1策定小委員会委員長)
石 野 了 財務部政策推進監	(第1策定小委員会副委員長)
古 川 俊 子 保健福祉部政策推進監	(第2策定小委員会委員長)
鹿 内 徹 保健福祉部副理事健康推進課長	(第2策定小委員会副委員長)

竹山清信	民生部政策推進監	(第3策定小委員会委員長)
吉田正	建設部政策推進監	(第4策定小委員会委員長)
笠井哲哉	経済部政策推進監	(第5策定小委員会委員長)
浜田一之	経済部産業政策課長	(第5策定小委員会副委員長)

7. 次 第

1. 開 会

2. 議 題

・後期基本計画（案）に対する提出意見について

3. その他

4. 閉 会

8. 会議概要

別紙のとおり

1. 開会

(総務政策部長)

本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ご案内の時間となりましたので、第3回むつ市総合開発審議会を開催いたします。

本日は、前回に続きまして、後期基本計画（案）の内容についてご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2. 議題

(会長)

本日の出席委員は18名で、委員数28名の半数以上に達しておりますので、むつ市総合開発審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

本日は、前回お配りしました資料の25ページから最終ページまで進めてまいりますが、意見の追加提出がありましたので、本日、別刷りでお配りしております。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局)

25ページから進めてまいります。後期基本計画（案）の54ページ、障害者福祉の充実に関わる表現について、表題タイトルで「障害」と漢字表記にしているが、本文はすべて「障がい」と、ひらがなを交えて表記している。表題タイトルどおり、漢字による表記で統一したらどうかというご意見です。

(会長)

第2策定小委員会、回答をお願いします。

(第2策定小委員会)

「害」という漢字がマイナスの要素を持つことから、国や自治体、支援団体等を中心として、実務上は「障がい者」とひらがなで表記することが多くなっております。

表題タイトルは障害者自立支援法という法律に基づき漢字表記としておりますが、ひらがなの表記を交えるのは、障がい者に配慮するという趣旨でありますので、原案どおりの表記にしていきたいと思いますと思っております。

(会長)

第2策定小委員会より説明がありましたが、他にご質問等はございませんか。

ないようですので、26ページにうつりたいと思います。事務局、お願いします。

(事務局)

資料26ページです。後期基本計画（案）の59ページ、主要計画（2）家庭教育や地

域の教育力の向上に関し、文中に「その」という指示語が多用されているが、「その」とは具体的には何を指しているのかというご質問でございます。

引き続き回答いたしますが、計画文1行目の「その力を育てる」とは「子どもたちが人と関わる力」を、次の「そのため」は接続詞、3行目の「その愛情」は、「家庭や地域、そして子どもとの間に育まれる愛情」を指しております。

(委員)

説明の趣旨はわかりました。計画の内容に異論はありませんが、指示語が多いと感じたものですから。「その愛情を育み」とは、前の文章全部が「その」ということになると思いますが、例えば、「豊かな愛情を育み」と表現すれば、文章の流れに説得力があると感じます。

(事務局)

全体的に読みにくいと思いますので、第6策定小委員会と協議の上、趣旨を変えないよう表現を見直し、次回の審議会で改めてご報告いたします。

(委員)

お願いします。

(会長)

この件については事務局に対応をお願いします。それでは、次に進めてまいります。

(事務局)

27ページですが、後期基本計画(案)では60ページ、主要計画の1番について、「～新しい時代をたくましく自立した人間として生き抜く力の育成～」という箇所を、「～新しい時代を自立した人間としてたくましく生き抜く力の育成～」と、もう少しわかりやすく表現してはどうかのご意見であります。

引き続き回答いたしますが、この部分は「人間力を培っていく」という趣旨であるので、委員の修正案をお受けしたいと思っております。

(会長)

このことについて、他にご意見、ご質問等はございませんか。
ないようですので、28ページの意見、質問について説明をお願いします。

(事務局)

資料の28ページ、後期基本計画(案)では62ページ、主要計画「学校規模の適正化」の中で「検討を図ります」という箇所があるが、「検討します」という表現で良いのではないかとのご意見です。

この部分につきましても、委員の修正案を取り入れたいと考えております。

(会長)

他に意見等はございませんか。なければ、29ページの質問に進みます。

(事務局)

資料の29ページです。代官山公園を観光資源や地域資源として活用していくとの協議がなされていると聞く。市役所の旧北庁舎を文化財収蔵施設として整備しており、また市役所本庁舎に文化財展示場を開設するということだが、観光の賑わいを創出するのであれば、文化財収蔵庫と博物館を兼ねた施設を代官山公園に建設したらどうかのご意見です。

引き続き回答いたします。委員のご意見は、「代官山公園に博物館を整備してはどうか」という趣旨と捉えましたが、後期基本計画期間の5ヵ年以内に本格的な歴史民俗資料館を整備することは困難であり、今後も更に検討を重ねることとしております。その代わりに、市が保有する多様な文化財等を鑑賞していただく場として、市役所本庁舎に文化財展示場を整備することとしております。

(会長)

ただ今回答がありました、いかがでしょうか。

ご発言がないようですので、30ページの意見にうつります。

(事務局)

資料の30ページです。後期基本計画(案)では63ページになりますが、主要計画の1番に、「～提供します。また、併せて～」という箇所があるが、「また、」という接続詞は省略しても良いのではないかというご意見がありました。

引き続き回答いたしますが、並列を示す単語が重複していると思われるので、ご提案どおりにしたいと思います。

(会長)

他に何かございませんか。なければ、31ページの意見、質問をお願いします。

(事務局)

次に資料31ページです。後期基本計画(案)の64ページ、主要計画の5番と6番についてであります。まず主要計画5番の表現に、「自主的かつ主体的な芸術・文化活動を促進します」とあるが、「促進」という言葉は適切な使い方か。例えば、「支援」という言葉に置き換えてはどうかというご意見であります。

これにつきまして、主要計画の趣旨から、委員ご提案の「支援」という言葉に置き換えたいと思います。

次に6番について、「民俗芸能などの価値の高いもの」という表現があるが、民俗芸能に価値が低いものはないと思われるため、「価値の高い」という表現を削除した方が良いのではないかというご意見です。

この部分は価値の高低を表したのではなく、学術上等の観点から価値が高いという趣旨ですが、誤解を招かないよう表現を修正し、次回の審議会でお示ししたいと思います。

(会長)

ご意見の1点目については修正案を取り入れ、もう1点については、事務局で表現の修正をするということですが、よろしいでしょうか。

(委員)

はい、よろしくをお願いします。

(会長)

皆さまから他に意見はございませんか。

ないようですので、続いて資料32ページの意見について説明をお願いします。

(事務局)

32ページについて、町内会で自主防災組織を結成すべく準備しているが、実際に災害が起きた場合、組織的に行動できるか否か不安である。せっかく組織しても機能しなければ無意味であるため、市が蓄積している防災訓練や援助手法等について情報提供してもらえるのかというご質問のほか、市民の防災意識の向上にも努めてもらいたいとの要望もございます。

(会長)

担当の第3策定小委員会、回答をお願いします。

(第3策定小委員会)

自主防災組織の結成につきましては、市からの一方的なお願いということではございません。結成の段階はもちろんのこと、結成後の訓練などにつきましても、消防を始めとした各関係機関と連携しながら、さまざまな支援を行っていくこととしています。

また、市民の防災意識の向上につきましては、今後も市政だより等の広報を通じ、継続して啓発していきたいと考えています。

(会長)

他に32ページのご意見につきまして何かご意見はございませんか。なければ、33ページの意見について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料の33ページです。現在、市では海拔表示の設置を行っているが、高台へ向かう避難路には順路を示す標識も必要ではないかとの意見をいただいております。

(会長)

この件につきまして、第3策定小委員会、回答をお願いします。

(第3策定小委員会)

海拔表示につきましては、既設以外にも設置の要望が寄せられていることから、優先的に作業を進めることといたしますが、避難経路の周知と確保は必要なものと認識しており、その周知方法等につきましては、今後十分に検討していかなければならないものと考えております。

(会長)

ただ今回答がありました。いかがでしょうか。他にご意見はございませんか。ないようですので、34ページの質問、意見について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料の34ページです。大湊消防署と川内及び脇野沢の両消防分署は老朽化が著しいことから、その整備を計画的に進めるとしているが、新たな拠点・位置構想があるのか確認したいというご質問です。

(会長)

第3策定小委員会、回答をお願いします。

(第3策定小委員会)

大湊消防署と川内及び脇野沢消防分署は老朽化が著しく、将来的には、地域性等を十分に考慮しながら、その整備について検討していかなければならないと考えておりますが、現段階では、拠点・位置構想までは含んでおりません。

(会長)

ただ今答弁がありました。いかがでしょうか。他に何かありませんか。ないようですので、35ページのご意見につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料の35ページですが、後期基本計画(案)全般に対する意見が寄せられておりますので、1項目ずつ説明、回答という形式で進めてまいります。

まず、その他の意見(1)です。公共施設は老朽化が進んでおり、維持補修を繰り返しているにも関わらず、後期基本計画(案)に運営方針が盛り込まれていないのはなぜかというご質問です。

引き続き回答いたします。既存施設を継続して使用することが市の基本線ではありますが、老朽化している体育施設の整備や遊休施設・空きスペースの有効活用については整備を検討する旨、主要計画に示しておりますのでご確認願います。

(会長)

ただ今の回答について、ご発言はございませんか。ないようですので、次の意見について、説明をお願いします。

(事務局)

その他の意見(2)ですが、第1回目の会議で、第1小委員会から第6小委員会の概要説明を聞いたが内容を理解できなかったので、そのポイントをA4用紙1枚程度にまとめて提出して欲しいとのこととあります。

第1回審議会で申し上げたように、後期基本計画は、前期基本計画をベースに、社会情勢の変化や制度の改正等を加味しながら策定するもので、いわば前期基本計画を現況に合わせて修正するという意味合いが強いものです。従って、現況等あるいは主要計画の変更箇所は、前期基本計画と対比しながら読んでいただく方がわかりやすいと考えております。

(会長)

ただ今の答弁について、ご意見等はありませんか。なければ(3)の意見についてお願いします。

(事務局)

その他の意見(3)ですが、総合開発審議会条例は昭和44年に制定されたもので末代な感がある。今後、総合開発審議会の設置が必要と認めた時点で組織を編成し、承認決定等のルールを協議していく方が良いと思うため、この条例を廃止してはどうかのご意見であります。

引き続き回答いたしますが、附属機関である諮問機関は条例に基づき設置するよう、地方自治法で義務付けられているため、廃止することはできないものです。

(会長)

このことについて、他に意見等はございませんか。なければ、(4)の意見についてお願いします。

(事務局)

(4)ですが、市長の諮問に対し、審議会は答申書をもって応えることになるが、答申書に添える要望意見を、事前に審議会委員に依頼すべきではないかのご意見です。

「要望事項」とは、当審議会で審議してきた項目について、種々の要因から計画本文として載せること、あるいは計画本文を修正することは困難だが、その方向で努力してもらいたい旨、審議会からの要望として掲載するものでありますが、各回の審議の中で、該当する項目はなかったと考えています。

(会長)

このことにつきまして、他の委員の皆さん、何かありませんか。なければ、(5)の意見についてお願いします。

(事務局)

最後の36ページになりますが、その他の意見(5)です。むつ市長期総合計画は平成28年度までの計画であるが、新市まちづくり計画と内容がほぼ同じである。両者が似た

ような構想を示しているのであれば、ひとつにしてもっと大きな視点でむつ市の将来を決めていけばよいのではないかというご意見であります。

第1回審議会の際も申し上げましたが、新市まちづくり計画は合併特例法に基づき、旧4市町村の速やかな一体化を促進するために策定したものであり、計画期間は平成17年度から平成26年度までの10年間です。一方、長期総合計画の基本構想は、改正前の地方自治法で策定が義務付けられていたものであり、計画期間は平成19年度から平成28年度までの10年間です。両計画の内容はほぼ同一であります。それぞれ策定の根拠となる法律及び計画期間が異なるものです。

(会長)

ただ今の答弁について、ご発言はございませんか。

ないようでありますので、これで、委員各位提出による意見とその回答に係る審議を終了します。

次に、追加提出されました質問について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

むつ市長期総合計画策定当時、「むつ版の地域ファンド」の設立を要望の1つとして掲げたが、現在の経過をお知らせ願いたいとのことです。

(会長)

担当の第5策定小委員会、回答をお願いします。

(第5策定小委員会)

地域ファンドは自治体による拠出金と市民及び企業からの寄付金を基金として積み立てて運用するものです。

この要望につきましては、地域経済の立て直しや雇用対策に特化した内容であることから、ある程度まとまった資金が必要となりますが、地域経済が低迷している中、市内企業等に資金協力を働きかけることも躊躇せざるを得ない状態であり、更に、昨今の原子力政策の状況から、原子力関連企業からの協力も期待が持てないことから、現時点では地域ファンドの設立は行っておりませんし、また、その計画もありません。しかし、本市の経済の中核を担う中小企業の経営安定や事業活動の達成に向けた環境整備には引き続き努めてまいりたいと考えております。

(委員)

むつ市長期総合計画答申時の要望事項のうち、1番と3番は見えているが、2番目の地域ファンド設立については全く見えていないので、後期基本計画(案)答申の際には、引き続き要望として載せてもらいたいです。

(会長)

第5策定小委員会どうでしょうか。

(第5策定小委員会)

市では中小企業対策として制度融資事業を実施しており、また、公益財団法人21あおもり産業総合支援センターでは起業者や中小企業者を対象に助成事業を実施しております。

地域ファンドにつきましては、運営資金もさることながら、運営組織も必要となるなど、しくみが非常に難しいため、今後も引き続き検討してまいりたいと思っております。

(委員)

世の中が今後どういう情勢になるかわかりませんが、規模は小さくても、その時代に合ったファンドというものを引き続き検討してもらいたいという思いです。これまでの回答を聞いていると、要望して欲しくないなという印象を受けましたが、地域ファンドの件は何らかの形で残してもらえたらなと思います。

(会長)

他の委員の皆さん、このことについて何かございませんか。

(委員)

これまでの発言から、何か消極的というか、地域ファンド制度の構築は難しすぎて、市としては対応仕切れないというような捉え方をしたのですけれども。

(会長)

どうでしょうか、事務局あるいは第5策定小委員会。

(第5策定小委員会)

昨今の経済状況では企業誘致すらままならない状態です。そのような状況下、ファンドを立ち上げた事例を見ると、大手の企業が投資、出資者になっており、その資金も相当額に達しております。また県には農商工連携ファンド等がありますが、数百億円という資金をもとに、その運用益で事業を展開しているものです。

地域ファンド設立に消極的ではないのですが、各方面の事例を研究しながら、今後出来るか出来ないかを含め、検討していければと考えています。その代わりに、国庫補助金等の制度もありますので、補助金としての対応は可能ではないかと考えております。

(委員)

地域ファンドではなく、それに代わるようなもので対応する余地があると受け取っていいですね。

(第5策定小委員会)

はい。我々もそういう部分で検討してまいりたいと考えております。

(会長)

その他、何かございませんか。

ないようですので、以上で、次第の2.「議題」を終わります。

3. その他

(会長)

次第の3番、「その他」ですが、皆さんから何か発言はありませんか。

(委員)

後期基本計画は前期基本計画を踏襲するということでしたが、前期5ヵ年の進捗状況や実績等は、私たちが各部署へ出向いて聞かなければわからないのかどうか。

例えば一次産業、再生可能エネルギーについて、前期と後期では文章がほとんど変わっていないですね。これは当然、前期での実績等を受け、後期も継続させていくという意味合いがあるのですが、例えば一次産業について、その達成率をこの場で答えていただけますか。出来なかつたら次回で結構です。

(会長)

どうでしょうか、事務局。

(事務局)

数字として進捗率、達成率表すことは難しいと思いますが、各主要計画について、具体的にどういう事業を実施してきたか、あるいは予定しているかはお伝えできると思います。次回でよろしいでしょうか。

(委員)

例えば、一次産業のツーリズムの実施について、情報収集を行いますと記載されている。前期でどの程度の情報収集を行ったのか、そして情報収集した後の情報開示はどうなっているのか。それから、地域ブランドの構築について、実績として何かあったのか。また、新エネルギーについて、新エネルギービジョン計画というのがあったと思いますが、今どうなっているのか。詳細でなくても構いません。実績があれば一例だけで結構ですので、教えていただきたい。

(事務局)

確認ですが、次回の総合開発審議会で、後期基本計画（案）の10ページ、14ページの主要計画について、実績等をお伝えするというところでよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

他にありませんか。

ないようですので、事務局からお願いします。

(事務局)

第4回審議会は10月26日(金)に開催いたします。次回は後期基本計画(案)に対する答申(案)を事務局で作成し、皆さまのご意見を伺いたいと思っております。

(会長)

繰り返しになりますが、次回の審議会は10月26日(金)、午後1時半から、この会場で開催いたしますので、よろしくお願いします。

これで次第の2「議案」と3番の「その他」を終わります。引き続き、事務局に進行をお願いします。

4. 閉会

(総務政策部長)

本日をもちまして、長期総合計画(案)の審議が終了しました。次回は、答申案についてご協議いただくこととなりますので、よろしくお願いします。

以上をもちまして、第3回総合開発審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。